

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																								
河原ビューティモード専門学校		平成19年3月30日		河原 成紀		〒790-0001 (住所) 愛媛県松山市一番町一丁目1番地1 (電話) 089-915-5578																								
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																								
学校法人河原学園		昭和60年10月21日		河原 成紀		〒790-0001 (住所) 愛媛県松山市一番町一丁目1番地1 (電話) 089-943-5333																								
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度																					
衛生	衛生専門課程		理容学科		平成23(2011)年度		-		平成26(2014)年度																					
学科の目的		本学科では理容師国家資格を取得する能力はもとより顧客の要望に応えられる専門知識や技術を習得する能力及び、高度な接客技術を身に付ける。																												
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		[取得可能な資格] 理容師国家試験受験資格 [在学状況] 令和6年4月1日時点において、在学者17名(令和5年4月1日入学者を含む) 令和7年3月31日時点において、在学者15名(令和7年3月31日卒業者を含む)																												
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技																					
2	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入			単位時間 67 単位	単位時間 23 単位	単位時間 単位	単位時間 44 単位	単位時間 単位	単位時間 単位																				
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)		中退率																							
60 人	15 人		0 人		0 %		12 %																							
就職等の状況	■卒業者数(C)		11 人																											
	■就職希望者数(D)		11 人																											
	■就職者数(E)		11 人																											
	■地元就職者数(F)		2 人																											
	■就職率(E/D)		100 %																											
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		18 %																											
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100 %																											
	■進学者数		0 人																											
	■その他																													
	(令和6年度卒業者に関する令和7年5月1日時点の情報)																													
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL																													
当該学科のホームページURL	https://beauty.kawahara.ac.jp/academics/barber/																													
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A:単位時間による算定)																													
	<table><tr><td>総授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位時間</td></tr></table>									総授業時数	単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間	うち必修授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間							
総授業時数	単位時間																													
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間																													
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間																													
うち必修授業時数	単位時間																													
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間																													
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間																													
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																													
	(B:単位数による算定)																													
	<table><tr><td>総単位数</td><td>67 単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>0 単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>39 単位</td></tr><tr><td>うち必修単位数</td><td>67 単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>39 単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>0 単位</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>4 単位</td></tr></table>									総単位数	67 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	0 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	39 単位	うち必修単位数	67 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	39 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	4 単位							
総単位数	67 単位																													
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	0 単位																													
うち企業等と連携した演習の単位数	39 単位																													
うち必修単位数	67 単位																													
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	39 単位																													
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位																													
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	4 単位																													
教員の属性(専任教員について記入)	<table><tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>2 人</td></tr><tr><td>② 学士の学位を有する者等</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>③ 高等学校教諭等経験者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>⑤ その他</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>2 人</td></tr><tr><td colspan="2">上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td><td>2 人</td></tr></table>									① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	2 人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0 人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計		2 人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		2 人
	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	2 人																											
	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0 人																											
	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																											
	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																											
	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																											
	計		2 人																											
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		2 人																												

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

本学科は、実践的かつ専門的な高度職業教養教育を行う観点から、業界における人材の専門性に関する動向、実務に関する知識・技術・技能などを、企業等からのヒアリング・アンケートや教育課程編成委員会で広く意見を求め十分に把握・分析した上で、よりよい教育課程を編成するため、新たな授業科目の開設を含め、現在の授業内容や方法の改善並びに工夫につなげる。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、現状の本学科の教育課程の編成について、企業・業界団体等との連携により、企業等から必要となる最新の知識・技術・技能等について意見を求め、その意見を学内においてカリキュラム編成に十分活かす場として位置づけている。また教務系会議の中核的委員会として位置づけ、前期末、後期末の総括会議(科目検討、シラバス検討、コマシラバス検討、授業法検討など)において、計画上の可否、実行上の可否判断に関連外部実務家の意見をたえずフィードバックさせる会議体として機能させることとしている。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
新開 拓也	愛媛県理容生活衛生同業組合	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	①
文田 裕之	Babershop BUNZO	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
田口 栄春	Reward	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
白石 隆保	河原ビューティモード専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
露口 武志	河原ビューティモード専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
宇和川 稔浩	河原ビューティモード専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
菅 保弘	河原ビューティモード専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(11月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年11月13日 17:00～18:00

第2回 令和7年3月21日 17:00～18:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

理容師国家試験のうち筆記試験の合格率について委員より、向上を図るべき、との指摘がなされた。近年は筆記試験の出題傾向が変化しており、以前のように過去問題を反復して実施すれば対応できるという状況にないこと、また最近の学生は勉強の仕方そのものを知らないケースが見受けられることが学内より述べられた。この件については、学習方法を教授する取組や、試験対策の補助教材の作成という意見が委員より出されたため、次年度への課題として取り組むこととなった。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

理容業界で必要とされる専門知識や実践的な理容技術の習得に加え、ヒアリング能力やプレゼンテーション能力などのコミュニケーションスキルも養えるよう、理容師に特化したカリキュラムを連携企業や各種団体と協力して設計し、提供します。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

学生にとって有意義な授業を提供するために、当校では授業科目の目的や内容を事前に企業と十分に打ち合わせし、双方の理解と協力を得て取り組みます。企業が全ての授業を担当する場合には、シラバスを授業開始前に作成し、年度末に行われる各学科の担当者会議で意見交換を行って授業内容を決定します。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
理容実習	4.【校外】企業等が主催するインターンシップ等(学科が主体的に企画していないものを指す。)	県内外の有力サロンに対して、学生が主体となって美容師として身に付けておくべき能力や、理容室の求める人材像についてインタビューを実施する。	株式会社HIRO GINZA,株式会社リビ
理容総合技術(カット)	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	理容実習で修得したカット技術を発展させた現場のカットを現役のスタイリストから学ぶ。	ヘアデザインサロンMATSUDA246
理容総合技術(シェービング)	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	理容実習で修得したカット技術を発展させた現場のカットを現役のスタイリストから学ぶ。	Y's Hair
理容総合技術(パーマ)	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	理容実習で修得したカット技術を発展させた現場のカットを現役のスタイリストから学ぶ。	株式会社おがわ

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

- ・理容所で新入社員に、実際にもとめられる能力、技能について正確な情報を得て、学生に対する指導に活用できる研修を実施すること。
- ・理容業において、先端の技術について、常にその実情を把握でき、学生に指導できるような技術を修得できる研修を実施すること。
- ・優れた理容技術は、経験によってのみ得られるものではなく、科学的、合理的な方法によって把握されるものであることを学生に正確に伝える技術を身に付ける研修を実施すること。
- ・国家試験の実技課題を学生に修得させるための、教授法を身に付ける研修を実施すること。
- ・教職員の研修等に関しては、学校法人河原学園教職員研修規程に定める。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 四国地区理容師美容師養成施設協議会技術研修会	連携企業等： 四国地区理容師美容師養成施設協議会
期間： 令和6年8月28日	対象： 理容学科教員
内容： ハンドマッサージ技術及び頭部のセット技術を学ぶ。	
研修名： 四国地区理容師美容師養成施設協議会教職員研修会	連携企業等： 日本理容美容教育センター
期間： 令和6年10月12日	対象： 理容学科教員
内容： 教員資格認定研修について	

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 河原学園新人教員研修	連携企業等： -
期間： 令和6年4月から8月にかけて15回実施	対象： 学園新人教員
内容： 教育理念、コンプライアンス、ICT活用、遠隔授業、専修学校制度、職業実践専門課程概要、シラバスとコマシラバス、授業成果評価	
研修名： 四国地区理容師美容師養成施設協議会教職員研修会	連携企業等： 日本理容美容教育センター
期間： 令和6年10月13日	対象： 理容学科教員
内容： 発達障害への対応について	

①専攻分野における実務に関する研修等

連携企業等： 四国地区理容師美容師養成施設協議会

対象：理容学科教員

連携企業等：日本理容美容教育センター

対象：理容学科教員

②指導力の修得・向上のための研修等

連携企業等：－

対象：学園新人教員

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。
また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

学校関係者評価は、自己点検評価の客観性・信頼性や社会的ミッションの取り込みを加速させる取り組みでなければならない。そのことによって、組織的、継続的な学校改善に実質的に寄与する自己点検評価の質的向上を図ることとする。またステークホルダーとしての関係者評価にとどまらず、将来的には、関係者を越えた第三者評価に発展しうる質の高い関係者評価を目指すこととする。

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	5. 教育理念・目的
(2)学校運営	7. 組織・管理運営
(3)教育活動	3. 教育
(4)学修成果	2. 基本指標
(5)学生支援	8. 学生支援
(6)教育環境	1. 設置基準項目
(7)学生の受入れ募集	9. 学生の受け入れ
(8)財務	11. 財務
(9)法令等の遵守	7. 組織・管理運営
(10)社会貢献・地域貢献	10. 学校教育以外の諸活動
(11)国際交流	

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

・カリキュラムについての要望にこたえるべく、その改善計画を策定している。

名 前	所 属	任期	種別
管尾 美香		令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	保護者
小野 康生		令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	卒業生
高橋 祐介	株式会社ミラビスイースト	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
正岡 健一	株式会社にしはら	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
土居 孝司	株式会社iDA	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	教育課程編成委員
矢野 正裕		令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	地域有識者
三浦 裕治	松山東雲中学・高等学校 教頭	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	高校関係者

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

公表時期: 令和7年10月1日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

高度な職業教育への研鑽を組織的、継続的に推進するためには、組織的、継続的な企業連携が必須とわれわれは考えている。その連携を有意義なものとするためには、企業にとって、学校の教育人材目標やその現状が体制として見えやすいものになっていなければならない。教育課程編成会議、学校関係者評価会議などの会議規程の透明性や開放性はものより、自己点検評価の各指標全体が検証可能な透明性や開放性を持つことが、そのためには必須である。その方針の下、われわれは以下の連携指標をもつこととする。□

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	1. 設置基準項目 2. 基本指標
(2)各学科等の教育	3. 教育
(3)教職員	1. 4. 教員等に関する事項 3.1. 教育のための組織と文書管理
(4)キャリア教育・実践的職業教育	3. 教育
(5)様々な教育活動・教育環境	10. 学校教育以外の諸活動 1.3. 施設設備に関する事項
(6)学生の生活支援	8. 学生支援
(7)学生納付金・修学支援	1.5. 財務に関する事項 8学生支援
(8)学校の財務	11. 財務
(9)学校評価	5. 4. 「理念と教育方針」等に関する点検評価と改善計画
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他()

URL: <https://beauty.kawahara.ac.jp/disclosure/>

公表時期: 令和7年10月1日

授業科目等の概要

(衛生専門課程 理容学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			関係法規・制度	理容師の業務に関係する衛生法規・制度及び消費者保護法規・制度についての正しい知識の必要性を理解させ、理容師の社会的責務・職業倫理について自覚を促す。	1前	30	1	○			○			○	
2	○			衛生管理	理容師が公衆衛生の維持・増進に重大な責務を担うことを理解させ、感染症予防、環境衛生保持の意義と重要性を理解させ、適正な実施方法を身につけさせる。	1通2通	90	3	○			○			○	
3	○			保健	理容技術の基礎となる人体組織、特に皮膚付属器官の構造と機能に関する科学的、系統的な知識を習得させる。	1通2通	90	3	○			○			○	
4	○			香粧品化学	理容の業務を安全かつ効果的に行うには、正確科学的知識と合理的思考に裏付けられた器具、香粧品の適正な取り扱いが不可欠であることを理解させる。	1通2通	60	2	○			○			○	
5	○			文化論	理容の業務を全うするためには、確かな技術力を身につけるとともに、豊かな感性に裏打ちされた表現力が必要であることを自覚させる。	1通2通	60	2	○			○			○	
6	○			理容技術理論	理容技術についての知識を衛生的、能率的に実践する態度と習慣とを養うとともに、器具の正しい取り扱いと基礎的技術を作業の実際に即して指導し、習熟させる。	1通2通	150	5	○			○		○		
7	○			運営管理	理容業における科学的な経営管理の重要性、適切な接客態度の重要性を理解させ、実践する能力を身につけさせる。	2前	30	1	○			○			○	
8	○			理容実習	理容の業務を安全、効果的に実施するための技術および衛生管理の重要性を認識した消毒等の実施方法、また顧客の要望に応じた総合的な技術の基礎を習得させる。	1通2通	900	30			○	○	○	○	○	○
9	○			カラー	カラーの歴史、カラー剤の成分とそのはたらき、カラーのメカニズムに関する知識および、各種カラー技術の習得をさせる。	1通2通	60	2			○	○		○		
10	○			シャンプー・マッサージ	シャンプー・マッサージの技術を身につけさせ、就職と同時に顧客に技術提供させる。	1通	60	2			○	○		○		
11	○			一般教養	マナー、一般常識等の社会で必要とされる教養、知識及び理容師として必要な造形に関する知識、技術を習得させる。	1通2通	180	6	○			○			○	
12	○			ヘッドスパ	頭皮の性状、頭部のツボと効果、ヘッドスパ用剤の成分とはたらきに対する知識およびヘッドスパ技術の習得をさせる。	2通	60	2			○	○		○		

13	○		ITリテラシー I	実社会でのITツールの基本的な使用に習熟することを目的としてMicrosoft365を使用させる。	1 前	30	2	○			○			○	
14	○		ITリテラシー II	実社会でのITツールの基本的な使用に習熟することを目的としてMicrosoft365を使用させる。	1 後	30	2	○			○			○	
15	○		応用技術理論	理容技術理論で習得した基礎的専門知識を基にさらに高度で実践的な専門技術の知識を身につけさせる。	2 通	60	2	○			○		○	○	○
16	○		理容総合技術	理容実習において習得した基本技術を基に、さらに発展させた高度な技術を身につけさせ、理容デザインの最新の国際的動向について学ばせる。	1 通 2 通	210	7			○	○		○	○	○
合計					16	科目	67 単位（単位時間）								

卒業要件及び履修方法				授業期間等	
卒業要件：行われた定期試験でC評価以上を取得して所要の67単位を取得すること。				1 学年の学期区分	2 期
履修方法：所定の教育課程のすべての科目を履修し定期試験を受けること。				1 学期の授業期間	21 週